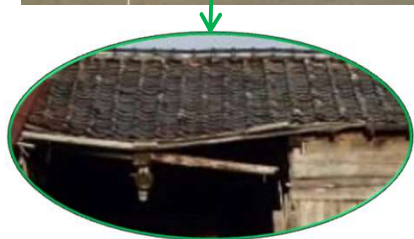


あなたの「空家」 大丈夫ですか？



(写真)国土交通省ホームページより

- 空き家の倒壊や、瓦の落下により周辺住民や近隣家屋に被害が出た場合は、所有者が高額な損害賠償を求められる可能性があります。(※)

※空き家を原因とした損害が発生した際の損害額の想定

- **空き家の倒壊**による隣接家屋の全壊、死亡事故・・・**2億860万円**
- **外壁材等の落下**による死亡事故・・・**5,600万円**

((公財)日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」より)

→使用する予定の無い空家は解体することも
解決方法の一つです。

津島市では、空家を解体した場合、その工事費の一部について補助を行う制度があります。
(詳しくは裏面をご覧ください。)

津島市空家解体促進費補助制度について

津島市では、危険な空家の解体を促進するために、解体工事に係る費用の一部を補助します。

対象となる工事

対象となる空家を含めた、敷地全ての建物を解体する工事

対象となる空家

「空家等対策に関する特別措置法」第2条第1項に規定する空家等で、以下の全てに該当すること

- (1) 延べ面積の2分の1以上が居住用であること
(長屋や共同住宅等は全ての住戸が空家であること)
- (2) 木造もしくは鉄骨造であること
- (3) 住宅地区改良法に規定する不良住宅に該当すること
- (4) 個人が所有する住宅であること

※その他の条件については下記までお尋ねください。

補助金の額

解体工事に係る費用の80% (最大50万円まで)

補助予定件数

10件 (先着順)

補助金を受けるには

「不良住宅判定依頼書」(お問い合わせは下記まで)に必要な書類を添えて、都市計画課まで提出してください。

(補助対象となる空家に該当するか現地調査を行った上で、補助の可否についてご回答します。)

※市からの回答以前に解体工事を行った場合は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

取扱担当

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地

津島市建設産業部都市計画課

Tel:0567-55-9627(直通) Fax:0567-24-9010

Mail:toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp